

○富良野広域連合火災予防規則

平成21年 4 月 1 日

規則第13号

改正 平成24年11月 2 日規則第 3 号

改正 平成25年11月 5 日規則第 6 号

改正 平成26年 6 月12日規則第 3 号

改正 平成29年 3 月22日規則第 3 号

改正 平成30年11月22日規則第 3 号

改正 令和元年 8 月23日規則第 3 号

改正 令和元年12月27日規則第 6 号

改正 令和 3 年 3 月 1 日規則第 2 号

改正 令和 5 年 6 月27日規則第 4 号

改正 令和 5 年12月15日規則第 6 号

改正 令和 7 年 3 月25日規則第 1 号

改正 令和 8 年 3 月23日規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和36年政令第 37号。以下「政令」という。）及び同法施行規則（昭和36年自治省令第 6 号。以下「省令」という。）並びに富良野広域連合火災予防条例（平成21年条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(立入検査証票)

第 2 条 第 4 条第 2 項（法第16条の 3 の 2 第 3 項、第16条の 5 第 3 項及び第34条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、消防職員が携帯し、関係のある者の請求があるときに示さなければならない証票は別記様式第 1 号のとおりとする。

(火災通報場所)

第 3 条 法第24条第 1 項の規定により、火災を発見した者の通報すべき場所は、消防本部、消防署、支署及び出張所とする。

(簡易湯沸設備の構造基準)

第 4 条 条例第 8 条に規定する簡易湯沸設備は、入力が12キロワット以下のものをいう。

(変電設備の保有距離)

第 5 条 条例第11条第 1 項第 3 号ただし書に規定する空間の保有距離は、次の表に掲げるところとする。

種 別	保 有 距 離			
	前 面	背 面	相 互 間	2 列 以 上 設 け る 場 合 の 列 の 相 互 間
配 電 盤	高 圧	1.2メートル以上	0.8メートル以上	1.8メートル以上
	低 圧	1.0メートル以上	0.8メートル以上	1.8メートル以上

第10類 富良野広域連合火災予防規則

変圧器等	0.6メートル以上	0.1メートル以上	1.0メートル以上
------	-----------	-----------	-----------

2 条例第11条第1項第3号の2（条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する換気、点検及び整備に支障のない距離（以下この項において「保有距離」という。）は、次の表に掲げるところによる。

保有距離を確保する部分	保有距離
前面及び操作面	1.0メートル以上
換気面	0.2メートル以上
点検面	0.6メートル以上

（特別興行等の届出及び裸火等の使用届出）

第6条 条例第23条第1項に定める劇場等において、特別な興行等を行うため臨時に客席若しくは舞台等を設ける場合、又は特に混雑が予想される場合は、特別興行開催届出書（別記様式第2号）を所轄消防署長（以下「署長」という。）に届け出なければならない。

2 条例第23条第1項ただし書により上演のため、裸火、危険物品等を使用しようとするときは、劇場等の裸火・危険物品使用届出書（別記様式第3号）を署長に届け出て承認を得なければならない。

（がん具用煙火を消費してはならない場所）

第7条 条例第26条第1項に規定する火災予防上、支障のある場所とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 引火性又は可燃性の物品を貯蔵し、又は取扱っている場所及びその附近
- (2) 強風時又は異常乾燥時における木造家屋の密集している場所及びその附近
- (3) 火の粉若しくは火花が落下し、又は飛散する地点に可燃性の物品がある場所

（受信機等の保護装置）

第8条 条例第38条第3項に規定する防水ボックス又はこれと同等以上の効果を有するものとは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 壁体等に固定し、かつ、内部の受信機等を容易にすえつけられるものであること。
- (2) 使用する鋼材は、厚さ1.6ミリメートル以上のものとし、かつ、内外面とも防食処理されたものであること。
- (3) 前面には、内部が容易に見とおせる厚さ3ミリメートル以上の合成樹脂ガラスを使用し、かつ、鋼材との接合部分には、パテ仕上げ等で密着させたものであること。
- (4) 前面には、開放できる扉を設け、かつ、閉ざされた場合に雨水等が入らないものであること。
- (5) 配線は、底部から引込むものであること。
- (6) 内部には、水滴がたまらないものであること。

第9条 削除

（水圧、水張検査証の交付）

第10条 条例第55条の規定による検査の結果、関係規定に適合していると認めるときは、タンク検査済証（別記様式第4号）を交付する。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第10条の2 条例第56条第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準

に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第 4 条第 1 項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

- 2 条例第 56 条第 3 項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第 10 条の 3 条例第 56 条第 1 項の公表は、前条第 1 項の立入検査の結果を通知した日から 14 日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、ホームページへの掲載により行う。

- 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第 2 項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第 2 項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項

(標識の規格)

第 11 条 条例に定める標識、掲示板等の規格は別表 1 のとおりとする。

(届出の様式)

第 12 条 次の各号に掲げる届出書等の様式は、当該各号に定めるところによる。ただし、第 9 号の届出については、電話又は口頭によることができる。

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 条例第 50 条の 3 第 2 項による火災予防上必要な業務に関する計画提出書（別記様式第 7 号）
- (4) 条例第 51 条による防火対象物使用開始届出書（別記様式第 8 号）
- (5) 条例第 52 条第 1 号から第 8 号の 2 までによる炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書（別記様式第 9 号）
- (6) 条例第 52 条第 9 号から第 13 号までによる燃料電池発電設備・発電設備・急速充電設備・変電設備・蓄電池設備設置届出書（別記様式第 10 号）
- (7) 条例第 52 条第 14 号によるネオン管灯設備設置届出書（別記様式第 11 号）
- (8) 条例第 52 条第 15 号による水素ガスを充填する気球の設置届出書（別記様式第 12 号）
- (9) 条例第 53 条第 1 号による揚煙等の行為の届出書（別記様式第 13 号）
- (10) 条例第 53 条第 2 号による煙火打上げ・仕掛け届出書（別記様式第 14 号）
- (11) 条例第 53 条第 3 号による催物開催届出書（別記様式第 15 号）
- (12) 条例第 53 条第 4 号による水道断水・減水届出書（別記様式第 16 号）
- (13) 条例第 53 条第 5 号による道路工事届出書（別記様式第 17 号）
- (14) 条例第 53 条第 6 号による煙突取付掃除業届出書（別記様式第 18 号）
- (15) 条例第 53 条第 7 号による液体燃料を使用する燃焼機器分解掃除整備業届出書（別記様式第 19 号）
- (16) 条例第 53 条第 8 号による消防用設備等工事・整備・販売届出書（別記様式第 20 号）
- (17) 条例第 53 条第 9 号による露店等の開設届出書（別記様式第 21 号）

- (18) 条例第53条の2による指定洞道等設置(変更)届出書(別記様式第22号)
- (19) 条例第54条第1項による少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出書(別記様式第23号)
- (20) 条例第54条第2項による少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い廃止届出書(別記様式第24号)
- (21) 条例第55条による水圧・水張検査申請書(別記様式第25号)

(届出書等の提出部数)

第13条 条例及びこの規則に定めるところにより、届出等を行う者は、届出書2通を作成し、消防長又は署長に届出しなければならない。

2 消防長又は署長は、第1項の届出書等を受理したときは、必要な調査等を行い支障がないと認めたときは、その1通に届出済(別記様式第26号)、検査済(別記様式第27号)又は承認済(別記様式第28号)の印を押印して届出者に交付するものとする。

(防火対象物の点検基準)

第14条 省令第4条の2の6第1項第9号の規定により連合長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 炉の位置、構造及び管理が、条例第3条に定める基準によっていること。
- (2) ふろがまの位置、構造及び管理が、条例第3条の2に定める基準によっていること。
- (3) 温風暖房機の位置、構造及び管理が、条例第3条の3に定める基準によっていること。
- (4) 厨房設備の位置、構造及び管理が、条例第3条の4に定める基準によっていること。
- (5) ボイラーの位置、構造及び管理が、条例第4条に定める基準によっていること。
- (6) ストープ(移動式のものを除く)の位置、構造及び管理が、条例第5条に定める基準によっていること。
- (7) 壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置、構造及び管理が、条例第6条に定める基準によっていること。
- (8) 乾燥設備の位置、構造及び管理が、条例第7条に定める基準によっていること。
- (9) 簡易サウナ設備の位置、構造及び管理が、条例第7条の2に定める基準によっていること。
- (10) 一般サウナ設備の位置、構造及び管理が、条例第7条の3に定める基準によっていること。
- (11) 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第8条に定める基準によっていること。
- (12) 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第8条の2に定める基準によっていること。
- (13) 掘ごたつ及びいろいろの位置、構造及び管理が、条例第9条に定める基準によっていること。
- (14) ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理が、条例第9条の2に定める基準によっていること。
- (15) 火花を生ずる設備の位置、構造及び管理が、条例第10条に定める基準によっていること。
- (16) 放電加工機の位置、構造及び管理が、条例第10条の2に定める基準によっていること。
- (17) 第1号から前号までの規定にかかわらず、現に条例第17条の3の規定が適用されている設備にあつては、引き続き、消防長が同条の適用を認めた状況で維持されていること。
- (18) 液体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第18条に定める基準によっていること。
- (19) 固体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第19条に定める基準によっていること。
- (20) 気体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第20条に定める基準によっていること。
- (21) 電気を熱源とする器具の取扱いが、条例第21条に定める基準によっていること。
- (22) 火消しつぼその他使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いが、条例第22条に定める基準によっていること。

- (23) 第17号から前号までの規定にかかわらず、現に条例第22条の2の規定が適用されている器具にあつては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた取扱い等であること。
- (24) 消防長が指定する場所における喫煙等が、条例第23条に定める制限等のもとでなされていること。
- (25) がん具用煙火の消費、貯蔵及び取扱いが、条例第26条に定める制限等のもとでなされていること。
- (26) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いが、条例第30条に定める基準によっていること。
- (27) 少量危険物の貯蔵及び取扱いが、条例第30条に定めるもののほか、条例第31条の2から第31条の5まで、第31条の7及び第31条の8に定める基準によっていること。
- (28) 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いが、条例第33条に定める基準によっていること。
- (29) 綿花類等の貯蔵及び取扱いが、条例第34条に定める基準によっていること。
- (30) 前3号までの規定にかかわらず、現に条例第34条の3の規定が適用されている少量危険物、可燃性液体類等及び綿花類等の貯蔵及び取扱いにあつては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた貯蔵及び取扱い等であること。
- (31) 消火器具が、条例第35条第1項に定める基準により設けられていること。
- (32) 屋内消火栓設備が、条例第36条第1項に定める基準により設けられていること。
- (33) 自動火災報知設備が、条例第38条第1項に定める基準により設けられていること。
- (34) 避難器具が、条例第39条第1項に定める基準により設けられていること。
- (35) 第30号から前号までの規定にかかわらず、現に条例第41条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた状況で設けられていること。

(防火対象物点検票)

第15条 法第8条の2の2第1項の規定による報告は、省令第4条の2の4第3項の報告書に防火対象物点検票（別記様式第29号）を添付しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月2日規則第3号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年11月5日規則第6号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前にその課程を修了した講習であつて、改正後の規則第9条第2項第1号又は第2号に規定する講習に相当するものとして消防長が定めるものは、それぞれ改正後の規則第9条第2項第1号又は第2号に規定する講習とみなす。

附 則（平成26年6月12日規則第3号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年11月22日規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月23日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月27日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月1日規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月27日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月15日規則第6号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第1号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する

附 則（令和8年3月23日規則第2号）

この規則は、令和8年3月31日から施行する

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別表 1 (第11条関係)

根拠条文	規 制 事 項 標識類の種類		寸 法		色		様 式 形 状
			幅 cm	長さ cm	地	文字	
条例第8条の3第1項及び3項 条例第11条第1項第5号及び第3項 条例第11条の2第2項 条例第12条第2項及び第3項 条例第13条第2項及び第4項	燃料電池発電設備 変 電 設 備 急 速 充 電 設 備 発 電 設 備 蓄 電 池 設 備	である旨の 標識	15 以上	30 以上	白	黒	付図1の とおりとする。
条 例 第 17 条 第 3 号	水素ガスを充てんする気球の掲揚場所 の立入りを禁止する旨の標識		30 以上	60 以上	赤	白	付図2の とおりとする。
条 例 第 23 条 第 2 項	「禁煙」「火気厳禁」又は 「危険物品持込み厳禁」と 表示した	標 識	25 以上	50 以上	赤	白	付図3の とおりとする。
		図記号					
条例第23条第3項第1号 条 例 第 23 条 第 5 項	防火対象物内において全 面的に又は劇場等の一部 の階において全面的に喫 煙が禁止されている旨を 表示した	標 識	25 以上	50 以上	赤	白	付図3の禁 煙の標識に 準じたもの とする。
		図記号					
条 例 第 23 条 第 3 項 第 2 号	喫 煙 所 と 表 示 し た	標 識	10 以上	30 以上	白	黒	付図4の とおりとする。
		図記号					
条例第31条の2第2項第1号 条 例 第 33 条 第 3 項 条例第34条第2項第1号	少量危険物又は指定可燃物を取り扱っ ている旨を表示した標識並びに危険物 等の類、品名、最大数量を記載した掲 示板		30 以上	60 以上	白	黒	付図5の とおりとする。
	貯蔵し、又は取り扱う危険 物等の種類に応じた注意 事項を表示した掲示板	火気厳禁 又は 火気注意			赤	白	付図6の とおりとする。
		禁 水		30 以上	黒	黄	付図7の とおりとする。
条 例 第 4 0 条	消防用水である旨の標識		10 以上	30 以上	赤	白	付図8の とおりとする
条 例 第 46 条 第 4 号	定員表示板		30 以上	25 以上	白	黒	付図9の とおりとする。
条 例 第 46 条 第 4 号	満員札		50 以上	25 以上	赤	白	付図10の とおりとする。

備考 標識、掲示板等の材料は、木板、金属板又は難燃合成樹脂板とする。

別表 2 削除

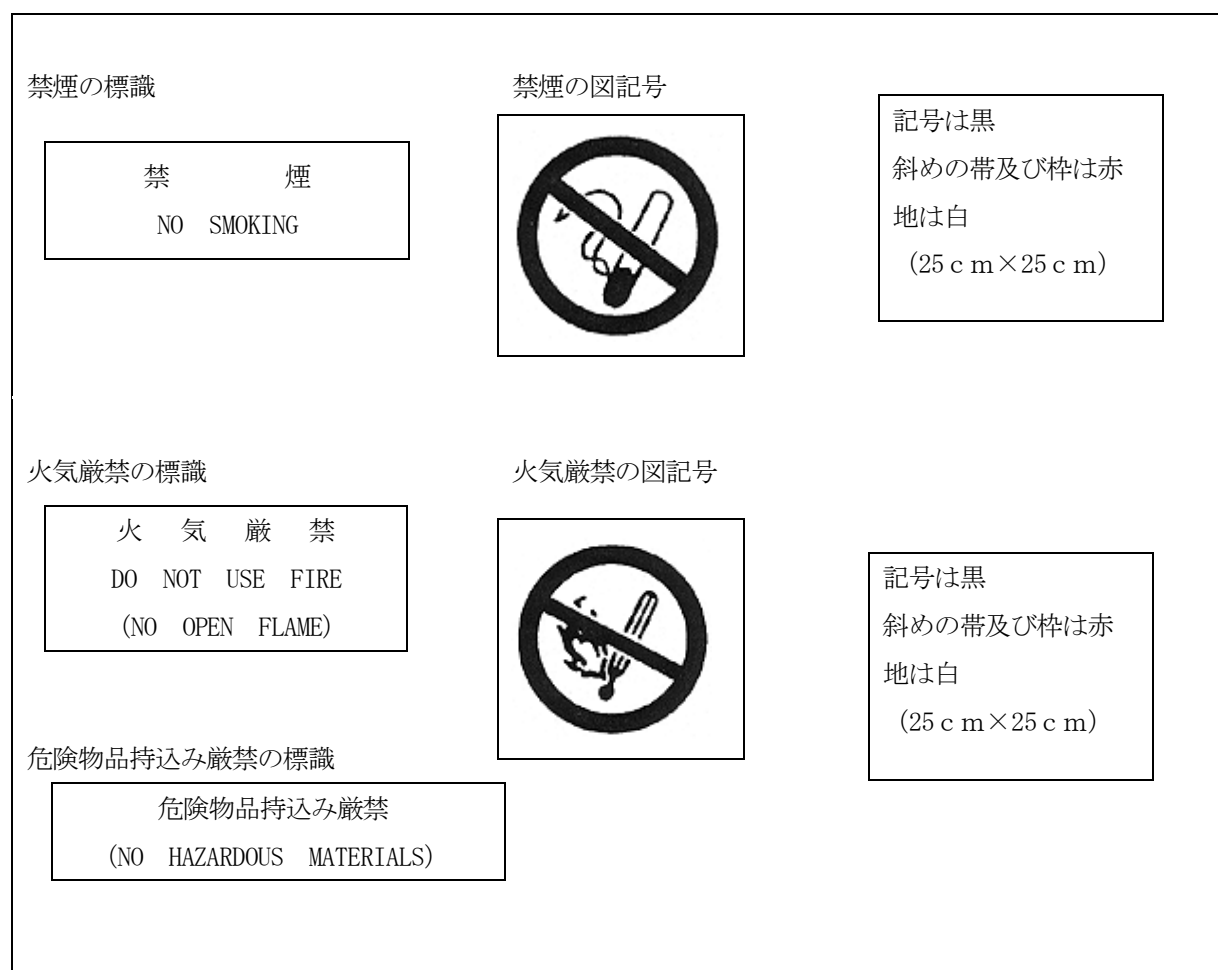
付図 1

燃料電池発電設備 の 標 識
燃 料 電 池 発 電 設 備
変 電 設 備 の 標 識
変 電 設 備
急 速 充 電 設 備 の 標 識
急 速 充 電 設 備
発 電 設 備 の 標 識
発 電 設 備
蓄 電 池 設 備 の 標 識
蓄 電 池 設 備

付図 2

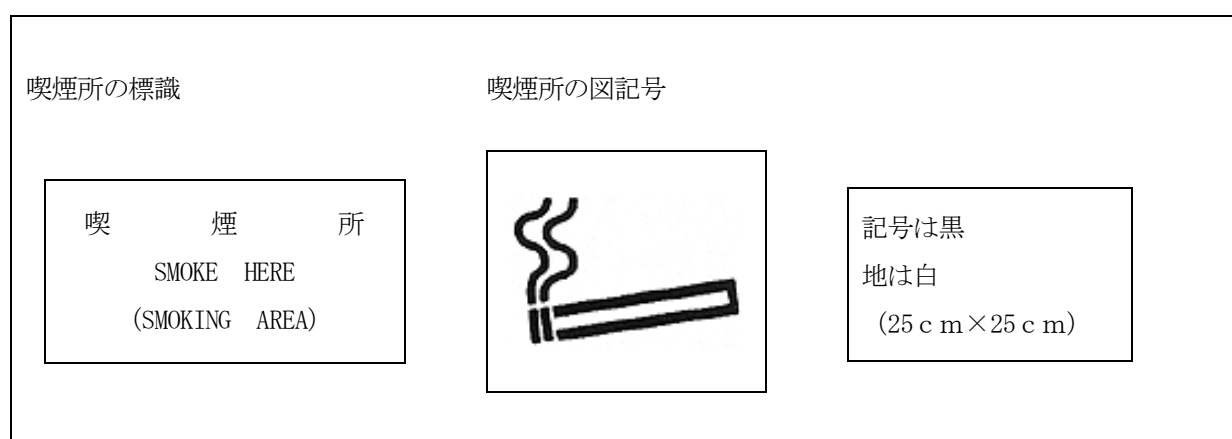
気球を掲揚又はけい留する場所へ立入禁止の標識
危険、水素ガス気球
立 入 厳 禁

付図 3



備考 標識及び図記号の様式と形状は、例示とする。

付図 4



備考 標識及び図記号の様式と形状は、例示とする。

付図 5

少量危険物等の貯蔵又は取扱等の標識	
危険物の貯蔵、類別品名、 最大数量の標識	少量危険物貯蔵取扱所 第 類 最大数量
指定可燃物の貯蔵、類別品 名、最大数量の標識	指定可燃物貯蔵取扱所 第 類 最大数量

付図 6

次に掲げる危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の掲示板

- (1) 法別表第 1 に掲げる第 2 類の危険物のうち引火性固体
- (2) 法別表第 1 に掲げる第 3 類の危険物のうち自然発火性物品
- (3) 法別表第 1 に掲げる第 4 類の危険物
- (4) 法別表第 1 に掲げる第 5 類の危険物
- (5) 指定可燃物（可燃性固体類及び可燃性液体類に限る。）

火 気 厳 禁
DO NOT USE FIRE
(NO OPEN FLAME)

次に掲げる危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の掲示板

- (1) 法別表第 1 に掲げる第 2 類の危険物（引火性固体を除く。）
- (2) 指定可燃物（可燃性固体類及び可燃性液体類を除く。）

火 気 注 意
CAUTION FLAMMABLE ITEMS

次に掲げる危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の掲示板

- (1) 法別表第 1 に掲げる第 1 類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物又はこれを含有するもの
- (2) 禁水性物品（条例第31条の 7 第 3 号）

禁 水
KEEP AWAY FROM THE WATER

備考 標識の様式と形状は、例示とする。

付図 7

移動タンクにおいて可燃
性液体類等を貯蔵し、又
は取り扱う場合の標識

指 定
可 燃 物

付図 8

消 防 用 水 の 標 識

消 防 用 水

付図 9

定 員 表 示 板



定員 名

富良野広域連合消防本部

備考

消防章、横線及び定員枠の色
は金色、中央部は赤色とする。

付図10

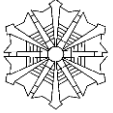
満 員 札

只今、場内満員につきしばらくお待ち下さい。
NO MORE SEATS PLEASE WAIT

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

（表）

	No. _____	立 入 検 査 証	
淡紅色 →			54 mm
		富良野広域連合消防本部 ㊞	
86 mm			

（裏）

この証票は、消防法第 4 条第 1 項、第 16 条の 3 の 2 第 2 項、第 16 条の 5 第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条第 1 項の規定による立入検査を行う消防職員が携帯する。

年 月 日交付

職	氏 名
	年 月 日生

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第 2 号 (第 6 条関係)

特 別 興 行 開 催 届 出 書

年 月 日			
富良野広域連合 消防署長		様	
		届出者	
		住所 (電話 番)	
		氏名 印	
防 火 対 象 物	所 在 地	電 話 番	
	名 称		
主 催 者 の 住 所 氏 名			
興 行 内 容 及 び 目 的			
開 催 日 時	自 年 月 日 至 年 月 日	開 催 時 間	
使 用 個 所	面 積	客 席 の 構 造	収 容 人 員
	m ²		名
消 防 用 設 備 等 の 概 要			
防 火 管 理 者 氏 名			
避 難 誘 導 及 び 消 火 活 動 に 従 事 で き る 人 員			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 使用場所の図面を添付すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第 3 号（第 6 条関係）

裸 火
劇場等の 使用届出
危険物品

(表)

富良野広域連合 消防署長					様	年 月 日				
					届出者	住所 (電話 番) 氏名 ⑩				
対 象 物 名										
所 在 地										
防 火 管 理 者 氏 名										
定 員	1 階 名	2 階 名	3 階 名	計 名						
火 気 (危険物品) 使 用 場 所										
使 用 火 気 の 種 別 及 び 使 用 方 法										
危険物品の類品名 及 び 最 大 数 量	類	品 名	1 日 最 大 取 扱 数 量							
消 防 用 設 備 等										
火気使用 (危険物品) 期 間 (時 間)										
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入する。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 火気（危険物品）使用場所の略図を添付すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

(裏)

調 査 欄

調 査 年 月 日

年 月 日

調 査 員

職
氏名

印

防火上支障の有無

調 査 事 項

1 避 難 設 備

2 客 席

3 消 火 設 備

4 そ の 他

備 考

別記様式第 4 号（第10条関係）

タンク検査済証	
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 圧 力	k P a
検 査 番 号	第 号
富 良 野 広 域 連 合	

70 mm

50 mm

- 1 このタンク検査済証は、金属板とすること。
- 2 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

別記様式第 5 号（第12条関係） 削除

別記様式第 6 号（第12条関係） 削除

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第 8 号（第12条関係）

（表） 防火対象物使用開始届出書

年 月 日 富良野広域連合 消防署長 様 届出者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩					
所在地		電話 番			
名 称		主要用途			
建 築 確 認 年 月 日		建 築 確 認 番 号		第 号	
※消防同意年月日		※消防同意番号		第 号	
工 事 着 手 年 月 日		工 事 完 了 (予定)年月日		使 用 開 始 (予定)年月日	
他の法令による 許 認 可					
敷地面積		㎡		建築面積	
				㎡	
延面積		㎡			
従業員数		公開時間又 は従業員時間			
屋外消火栓、動力消防ポンプ、消防用水の概要					
そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 同一敷地内に 2 以上の棟がある場合は、棟ごとに「別記様式第 8 号（第12条関係）（追加）防火対象物棟別概要追加書」に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に 2 以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 5 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第 8 号（第12条関係）

（裏）

防火対象物棟別概要第 号	用 途				構 造					
	種別 階別	床面積 ㎡	用途	消防用設備の概要				特 防 備 概	殊 用 等	消 設 の 要
				消火 設備	警報 設備	避難 設備	消 火 活 動 上 必 要 な 施 設			
	階									
	階									
	階									
	階									
	階									
	階									
	計									

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第 8 号 (第12条関係)

(追加)

防火対象物棟別概要追加書

防火対象物棟別概要第 号	用 途			構 造				
	種別 階別	床面積 m ²	用途	消防用設備の概要				特 殊 消 防 用 の 設 備 概 要
				消火 設備	警報 設備	避難 設備	消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							
防火対象物棟別概要第 号	用 途			構 造				
	種別 階別	床面積 m ²	用途	消防用設備の概要				特 殊 消 防 用 の 設 備 概 要
				消火 設備	警報 設備	避難 設備	消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第 9 号 (第12条関係)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備 設置届出書
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

(表)

富良野広域連合 消防署長						年 月 日	
様						届出者 住所 (電話 番) 氏名 印	
防火対象物	所在地	電話 番					
	名称				主要用途		
設置場所	用途		床面積	m ²	消防用設備等又は 特殊消防用設備等		
	構造		階層				
届出設備	設備の種類						
	着工(予定)年月日				竣工(予定)年月日		
	設備の概要						
	使用する燃料・ 熱源・加工液	種類			使用量		
	安全装置						
取扱責任者の職氏名							
工事施工者	住所	電話 番					
	氏名						
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

(裏)		
調 査 欄		
調 査 年 月 日	年 月 日	
調 査 員	職 氏名	印
防火上支障の有無		
調査事項		
1 設置場所 2 構 造 3 建物室内構造 4 燃料槽等の構造 5 非常警報装置又は熱源自動停止装置 6 その他必用な設備 7 消火設備		
備 考		

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第10号（第12条関係）

(表)

燃 料 電 池 発 電 設 備
 発 電 設 備
 急 速 充 電 設 備
 変 電 設 備
 蓄 電 池 設 備
 設 置 届 出 書

富良野広域連合 消防署長		様		年 月 日	
		届出者 住所		(電話 番)	
		氏名		⑨	
防火対象物	所在地	電話 番			
	名 称		用 途		
設置場所	構 造		場 所		床 面 積
			屋内 (階)、 屋 外		m ²
	消防用設備等又は 特殊消防設備等		不 燃 区 画	有 ・ 無	換気設備 有 ・ 無
届 出 設 備	電 圧	V	全出力又は 蓄電池容量	kW kWh	
	着工(予定) 年 月 日		竣工(予定) 年 月 日		
	設備の概要	種 別	キュービクル式(屋内・屋外) ・ その他		
主任技術者氏名					
工事施工者	住 所	電話 番			
	氏 名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は蓄電池容量の欄には、燃料電池発電設備、発電設備、急速充電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電設備にあっては蓄電池容量（定格容量）を記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

(裏)		
調 査 欄		
調 査 年 月 日	年 月 日	
	職	
調 査 員	氏名	⑩
防火上支障の有無		
調査事項 1 位置、構造 2 周囲の保有空間 3 換気設備 4 絶縁抵抗及び接地抵抗値 5 消防用設備等又は特殊消防用設備等 6 標識その他		
備 考		

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第11号（第12条関係）
（表）

ネオン管灯設備設置届出書

富良野広域連合 消防署長		様		年 月 日	
		届出者		住所	
				(電話 番)	
		氏名		⑩	
防火対象物	所在地	電話 番			
	名称		用途		
届出設備	設備容量		設置位置		
	着工（予定） 年 月 日		竣工（予定） 年 月 日		
	設備の概要				
工事施工者	住所	電話 番			
	氏名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 届出設備の概要欄に書き込めない事項は別紙に記載して添付すること。
 - ※印の欄は記入しないこと。
 - 当該設備の設計図書を添付すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

(裏)

調 査 欄

調 査 年 月 日

年 月 日

職

調 査 員

氏名

⑨

防火上支障の有無

調査事項

- 1 位置（取付場所）
- 2 ネオントランス
- 3 点滅設備
- 4 取付材、支わく等
- 5 周囲の状況
- 6 消火設備

備 考

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第12号（第12条関係）

（表） 水素ガスを充填する気球の設置届出書

富良野広域連合 消防署長										様										年 月 日																													
										届出者 住所										(電話 番)																													
										氏名										ⓐ																													
設 置 請 負 者										住 所										電 話 番																													
										氏 名																																							
看 視 人										氏 名										他 名																													
設 置 期 間										掲 揚										自 至																													
										け い 留										自 至																													
設 置 目 的																																																	
設 置 場 所										地 名 ・ 地 番																																							
										地上又は屋上の別										用途										立入禁止の方法																			
充 填 又 は 作 業 の 方 法										日時										場 所																													
										方法										ガ ス 置 場																													
構 造										気 球 型										直径										材質																			
																				体積										厚さ																			
										掲 揚 網										材質										太さ																			
電 飾										電 球 の 定 格 電 圧										灯 数										配線方式										直列・並列									
										電 線 の 種 類										断面積																													
総 重 量																				その他 必 要 事 項																													
支 持 方 式										掲 揚																																							
										け い 留																																							
※ 受 付 欄										※ 経 過 欄																																							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 設置場所付近の見取図、気球の見取図および電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

(裏)

調 査 欄

調 査 年 月 日	年 月 日
調 査 員	職 氏名 ⑩
防火上支障の有無	
調査事項 1 消 火 設 備 2 周囲の状況 3 そ の 他	
備 考	

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第13号（第12条関係）

揚 煙 等 の 行 為 の 届 出 書

富良野広域連合 消防署長		様	年 月 日
		届出者 住所 氏名	(電話 番) ⑩
発 生 予 定 日 時			
発 生 場 所			
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量			
目 的			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 法人にあってはその名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項は消火設備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第14号（第12条関係）

煙 火 打 上 げ
仕 掛 け 届 出 書

富良野広域連合 消防署長		様	年 月 日
		届出者 住所 氏名	(電話 番) ⑩
打 上 げ 仕 掛 け	予 定 日 時		
打 上 げ 仕 掛 け	場 所		
周 囲 の 状 況			
煙 火 の 種 類 及 び 数 量			
目 的			
そ の 他 必 要 な 事 項			
打 上 げ 仕 掛 け	に直接従事 する 責 任 者 の 氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は記入しないこと。
 - 4 その他必要な事項欄は消火設備の概要、その他参考事項を記入すること。
 - 5 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第15号（第12条関係）

催 物 開 催 届 出 書

富良野広域連合 消防署長					様					年 月 日				
					届出者 住所					(電話 番)				
					氏名					印				
防火対象物	所在地													
	名 称				本来の用途									
使用箇所	位 置		面 積		客 席 の 構 造									
			m ²											
	消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要													
使用目的														
使用期間					開催時間									
収容人員		名			避難誘導及び消火活動に従事できる人員				名					
防火管理者氏名														
その他の必要な事項														
※ 受 付 欄							※ 経 過 欄							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第16号（第12条関係）

水 道 断 水 届 出 書
断 減 水

富良野広域連合 消防署長		様	年 月 日
		届出者 住所 氏名	(電話 番) 印
断 減 水 予 定 日 時	自 至		
断 減 水 区 域			
工 事 場 所			
理 由			
現 場 責 任 者 氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 断・減水区域の略図を添付すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第17号（第12条関係）

道 路 工 事 届 出 書

富良野広域連合 消防署長		様	年 月 日	
		届出者 住所	(電話	番) ⑩
		氏名		
工 事 予 定 日 時	自 至			
路 線 お よ び 箇 所				
工 事 内 容				
現 場 責 任 者 氏 名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は記入しないこと。
 - 4 工事施行区域の略図を添付すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第18号（第12条関係）

煙 突 取 付 掃 除 業 届 出 書

富良野広域連合 消防署長		様	年 月 日	
		届出者 住所	(電話	番) ⑩
		氏名		
住	所		電 話	番
氏	名		年 月 日	生
所 属 事 業 所			経験年数	年
略				
歴				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
2 ※印の欄は記入しないこと。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第19号（第12条関係）

液体燃料を使用する燃焼機器分解掃除整備業届出書

年 月 日 富良野広域連合 消防署長 様 届出者 住所 (電話 番) 氏名 印			
事業所	所在地		
	名 称	電話 番	
	責任者		
取り扱う設備・器具の種類			
点検整備を行う熟練者の概要	氏 名	修了講習等名称	取得年月日及び番号
			年 月 日 第 号
			年 月 日 第 号
			年 月 日 第 号
			年 月 日 第 号
事業開始年月日		年 月 日	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記第20号様式（第12条関係）

消防用設備等

工事・整備
販 売

届出書

(表)

富良野広域連合 消防署長						年 月 日	
様						届出者 住所	
						(電話 番) 氏名 ⑩	
事業所の所在地							
名 称							
代 表 者 氏 名							
法 人 登 記		有 ・ 無		登 記 年 月 日		年 月 日	
業務開始年月日		年 月 日		従 業 員 数		名	
業 務	指 定 区 分	種 類	工 事	整 備	販 売	点 検	そ の 他
	第 類						
	第 類						
	第 類						
	第 類						
そ の 他							
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。
- 2 記載内容に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。
- 3 販売を業とする場合には、取り扱う設備、器具の説明書を添付すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

(裏)

消 防 設 備 士 （ 点 検 資 格 ） 有 資 格 者 名 簿	ふりがな 氏 名	免 状	交 付 年 月 日 交 付 機 関	現 住 所
		種 第 類 第 号	年 月 日	
		種 第 類 第 号	年 月 日	
		種 第 類 第 号	年 月 日	
		種 第 類 第 号	年 月 日	
		種 第 類 第 号	年 月 日	
		種 第 類 第 号	年 月 日	
		種 第 類 第 号	年 月 日	
		種 第 類 第 号	年 月 日	
		種 第 類 第 号	年 月 日	
		種 第 類 第 号	年 月 日	
		種 第 類 第 号	年 月 日	

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第21号（第12条関係）

露店等の開設届出書

年 月 日 富良野広域連合 消防署長 様 届出者 住 所 (電話 番) 氏 名 ⑩			
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開 催 場 所			
指定催しの名称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現場責任者氏名	(電話 番)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第22号（第12条関係）

指定洞道等設置（変更）届出書

富良野広域連合 消防署長		様	年 月 日
届出者 事業所名 所在地 (電話 番) 代表者氏名		⑩	
設置者	法人の名称		
	代表者氏名		
洞道等の名称			
設置場所	起 点		
	終 点		
	経 由 地		
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。
- 3 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書を添付すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第23号（第12条関係）

少 量 危 険 物

貯蔵取扱い届出書

(表)

指 定 可 燃 物

富良野広域連合 消防署長		様		年 月 日	
		届出者 住所		(電話 番)	
		氏名		印	
貯蔵又は取扱い の 場 所	所 在 地				
	名 称				
類、品名及び最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	一 日 最 大 取 扱 数 量	
貯蔵又は取扱方 法 の 概 要					
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設備の概要					
消防用設備等又 は特殊消防用設 備 等 の 概 要					
貯蔵又は取扱い の開始予定期日 又 は 期 間					
そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - ※印の欄及び裏面には記入しないこと。
 - 使用する防火対象物の略図を添付すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

(裏)		
調 査 欄		
調 査 年 月 日	年 月 日	
調 査 員	職 氏名	印
意 見		
調査事項 1 保有空地（これに代わる塀、壁等） 2 建築物室内構造 3 タンクの構造 4 タンクの固定方法 5 さび止め及び腐食防止措置 6 流出防止措置 7 機械器具及び配管 8 貯蔵及び取扱いの方法 9 標識・掲示板 10 消防用設備等又は特殊消防用設備等 11 その他		
備 考		

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第24号（第12条関係）

少 量 危 険 物

貯蔵取扱い廃止届出書

指 定 可 燃 物

富良野広域連合 消防署長		様		年 月 日	
		届出者 住所		(電話 番) 氏名 印	
貯蔵又は取扱い の 場 所	所 在 地				
	名 称				
類、品名及び 最 大 数 量	類	品 名	最 大 貯 蔵 数 量	一 日 最 大 取 扱 数 量	
貯蔵又は取扱 方 法 の 概 要					
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設備の概要					
消防用設備等又 は特殊消防用 設 備 等 の 概 要					
廃 止 年 月 日	年 月 日				
廃 止 の 理 由					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第25号（第12条関係）

水 圧

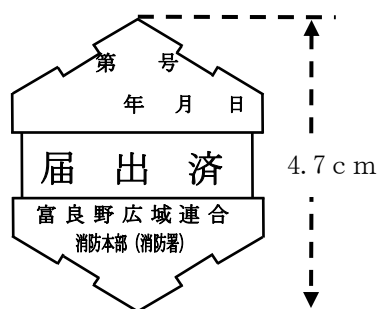
試験申請書

水 張

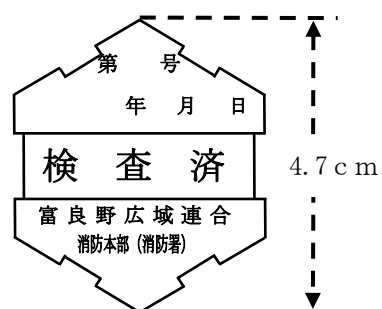
			年 月 日	
富良野広域連合 消防長（消防署長）			様	
			届出者（設置者） 住所 （電話 番） 氏名 ⑩	
火災予防条例第55条の規定に基づく試験、検査を受けたいので、富良野広域連合手数料条例に定める手数料を添え、下記のとおり申請します。				
試験・検査の申請内容	所在地			
	名称			
	検査の種目	水 圧 ・ 水 張		
	類別及び品名			
	タンクの構造	直 径 mm 長 さ mm	胴 板 mm 鏡 板 mm	
	容量及び製造年 月 日	ℓ 年 月 日		
	検査希望年 月 日	年 月 日		
	検査希望場所			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		※ 手 数 料
		結 果	合 ・ 否	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 ※欄に記載しないこと。
- 3 必要図書を添付のこと。

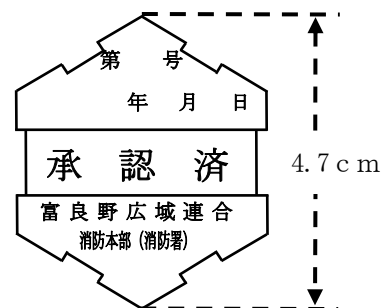
別記様式第26号（第13条関係）



別記様式第27号（第13条関係）



別記様式第28号（第13条関係）



第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

別記様式第29号（第15条関係） 防火対象物点検票

（その6）

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火 設 を 備 使用 する 等	設 備 の 位 置	☐ 適		
			☐ 否		
		設 備 の 管 理	☐ 適		
			☐ 否		
	火 器 の 具 使用 する 等	器 具 の 取 扱	☐ 適		
			☐ 否		
	火 する の 制 使用 に 限 関 等	喫煙等の制限	☐ 適		
			☐ 否		
		が ん 具 用 煙 火 の 制 限	☐ 適		
			☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

（その7）

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱い	貯 蔵 又 は 取 扱 い 数 量		☐ 適		
			☐ 否		
	火 気 の 使 用 制 限		☐ 適		
			☐ 否		
	漏 れ ・ あ ふ れ 又 は 飛 散 の 防 止		☐ 適		
			☐ 否		
	容 器		☐ 適		
			☐ 否		
	少 量 危 険 物	計 器 類 に 関 する 監 視	☐ 適		
			☐ 否		
		タ ン ク 本 体	☐ 適		
			☐ 否		
	配 管		☐ 適		
			☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

(その 8)

点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
指 定 可 燃 物 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	可 燃 性 液 体 類 等	火気の使用制限	☐ 適		
			☐ 否		
		漏れ・あふれ又は 飛 散 の 防 止	☐ 適		
			☐ 否		
		容 器	☐ 適		
			☐ 否		
	綿 花 類 等	計器類に関する 監 視	☐ 適		
			☐ 否		
		タ ン ク 本 体	☐ 適		
			☐ 否		
		配 管	☐ 適		
			☐ 否		
		火気の使用制限	☐ 適		
			☐ 否		
		集 積 単 位	☐ 適		
			☐ 否		
		計 器 類 に 関 する 監 視 (廃棄物固形化燃料等を貯 蔵し、又は取り扱う場合)	☐ 適		
			☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄は、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その 9)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
消 防 用 設 備 等 (条 例)	消 火 器 具	☐ 適		
		☐ 否		
	屋 外 消 火 栓 設 備	☐ 適		
		☐ 否		
	自 動 火 災 報 知 設 備	☐ 適		
		☐ 否		
	避 難 器 具	☐ 適		
		☐ 否		
	消 防 用 水	☐ 適		
		☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄は、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

第 10 類 富良野広域連合火災予防規則

(その10)

点 検 項 目		適用される 設 備 等	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
火 器 を 使 用 す 等	条例第17条 の 3 の適用		☐ 適		
			☐ 否		
火 器 を 使 用 す 等	条例第22条 の 2 の適用		☐ 適		
			☐ 否		
少 燃 及 量 性 び 危 液 綿 険 体 花 物 ・ 類 ・ 類 可 等 等	条例第34条 の 3 の適用		☐ 適		
			☐ 否		
消 防 用 設 備 等	条例第41条 の 適 用		☐ 適		
			☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄は、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。